

新旧対照表
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）海上貨物通関情報処理システム（以下「海上システム」という。）税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署（以下「システム導入官署」という。）における輸入通関事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 審査区分選定等</p> <p>1 審査区分の選定</p> <p>通関システム（航空システム及び海上システムをいう。以下同じ。）を使用して、輸入申告、輸入許可前貨物引取承認申請、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、蔵出輸入申告又は総保出輸入申告（以下「輸入申告等」という。）が行われた場合には、通関システムにおいて次の処理が行われる。</p> <p>(1) 引取申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われたときは、通関システムにより特例輸入者（同条第 1 項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。）であるかの判定が行われる。</p> <p>(2) 通関システムに設定されている審査基準（以下「審査基準」という。）により当該申告内容が審査され、当該輸入申告等に係る審査区分が自動的に選定される。</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、次に掲げる事項の審査を行う。</p>	<p>航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）海上貨物通関情報処理システム（以下「海上システム」という。）税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署（以下「システム導入官署」という。）における輸入通関事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 審査区分選定等</p> <p>1 審査区分の選定</p> <p>通関システム（航空システム及び海上システムをいう。以下同じ。）を使用して、輸入申告、輸入許可前貨物引取承認申請、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、蔵出輸入申告又は総保出輸入申告（以下「輸入申告等」という。）が行われた場合には、通関システムにおいて次の処理が行われる。</p> <p>(1) 引取申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われたときは、通関システムにより特例輸入者（同条第 1 項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。）であるか、<u>引取担保（同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）が提供されているか</u>の判定が行われる。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、次に掲げる事項の審査を行う。</p>

新旧対照表
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、申告情報又は申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示若しくは記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示若しくは記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</p> <p>(1) 引取りに関する事項の審査 引取りに関する事項の審査については、「輸入通関事務処理体制について」(平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号。以下「事務処理通達」という。) 記第 1 の - 1 - (1) を準用する。</p> <p>(2) 納税に関する事項の審査 納税に関する事項の審査については、事務処理通達記第 1 の - B - (2) を準用する。</p> <p>(3) 重点審査 通関システムにより、区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等のうち、統括官等が各種情報等を総合的に勘案し、重点審査をすべきものとして抽出した輸入申告等については、前記(1)、(2)及び後記 3 に準じて審査を行うほか、通關情報総合判定システム及び各種資料、情報を活用し、深度ある審査を行うものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 事後審査 事後審査については、事務処理通達記第 1 の - 3 を準用する。 この場合において、事務処理通達記第 1 の - 3 - (3) 中「収納課（部門）」とあるのは、「保管管理担当部門」と読み替えるものとする。</p> <p>第 2 貨物確認事務等 貨物確認事務等については、事務処理通達の記の第 2 の規定を準用する。</p> <p>第 4 修正申告及び更正の請求の審査</p>	<p>なお、申告情報又は申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示若しくは記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示若しくは記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</p> <p>(1) 引取りに関する事項の審査 引取りに関する事項の審査については、「輸入通關事務処理体制について」(平成 12 年 3 月 31 日蔵關第 247 号。以下「事務処理通達」という。) 記第 1 の - 1 - (1) (<u>引取りに関する事項の審査</u>) を準用する。</p> <p>(2) 納税に関する事項の審査 納税に関する事項の審査については、事務処理通達記第 1 の - B - (2) (<u>納税に関する事項の審査</u>) を準用する。</p> <p>(3) 重点審査 通關システムにより、区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等のうち、統括官等が各種情報等を総合的に勘案し、重点審査をすべきものとして抽出した輸入申告等については、前記(1)、(2)及び後記 3 (<u>事後審査</u>) に準じて審査を行うほか、通關情報総合判定システム及び各種資料、情報を活用し、深度ある審査を行うものとする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 事後審査 事後審査については、事務処理通達記第 1 の - 3 (<u>事後審査</u>) を準用する。 この場合において、事務処理通達記第 1 の - 3 - (3) 中「収納課（部門）」とあるのは、「保管管理担当部門」と読み替えるものとする。</p> <p>第 2 貨物確認事務等 貨物確認事務等については、事務処理通達の記の第 2 (<u>貨物確認事務等</u>) の規定を準用する。</p> <p>第 4 (同左)</p>

新旧対照表
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>航空システム又は海上システムを使用して行われた輸入申告（航空システムによる申告にあっては、区分 1 として選定されたものに限る。）に係る修正申告又は更正の請求の審査において、輸入申告時の状況を調査する場合は、判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。</p> <p>第 5 その他事務処理通達の準用等</p> <p>事務処理通達第 5、第 6 及び第 7 の規定は、本通達において準用する。</p> <p>この場合において、同通達第 5 の - 2 - (2) 中「（通常、重点又は簡易審査）」とあるのは「（重点又は通常審査）」と、同第 5 の - 2 - (3) 中「申告書（許可書用。以下「輸入許可書」という。）の税関記入欄」とあるのは「輸入許可通知書の適宜の箇所」と、同第 5 の - 2 及び 5 中「輸入許可書」とあるのは「輸入許可通知書」と、同第 5 の - 4 中「前記 2 - (3) に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等については、当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間のものに限り、簡易審査」とあるのは「包括審査済貨物に係る輸入申告等は、通常審査」と、同通達記第 6 中「申告書」とあるのは、「海上システムによる申告については添付書類等、航空システムによる申告については申告控等」と、同第 7 中「前記第 1 の に規定する受付管理事務及び の 1 に規定する事前審査並びに前記第 2 に規定する貨物確認等」とあるのは「前記第 1 の に規定する受付管理事務及び の 1 に規定する事前審査並びに前記第 2 で準用する貨物確認等」と読み替えるものとする。</p>	<p>この場合において、同通達第 5 の - 2 - (2) 中「（通常、重点又は簡易審査）」とあるのは「（重点又は通常審査）」と、同第 5 の - 2 - (3) 中「申告書（許可書用。以下「輸入許可書」という。）の税関記入欄」とあるのは「輸入許可通知書の適宜の箇所」と、同第 5 の - 2 及び 5 中「輸入許可書」とあるのは「輸入許可通知書」と、同第 5 の - 4 中「前記 2 - (3) に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等については、当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間のものに限り、簡易審査」とあるのは「包括審査済貨物に係る輸入申告等は、通常審査」と、同通達記第 6 中「申告書」とあるのは、「海上システムによる申告については添付書類等、航空システムによる申告については申告控等」と、「前記第 1 の に規定する受付管理事務」に規定する受付管理事務、「（審査事務）に規定する事前審査及び第 2 （検査事務）に規定する検査」とあるのは「前記第 1 の に規定する受付管理事務」に規定する受付管理事務、「（審査事務）に規定する事前審査及び第 2 （検査事務）に規定する検査」と読み替えるものとする。</p>